

## 介護保険料を滞納していると 保険給付に制限が加えられます

介護保険は「介護をする人をみんなで支えよう」とする制度です。

納付が難しい場合には、早めにご相談ください。  
\* 65歳以上の方、またはその属する世帯の生計維持者がつぎのような事情がある場合には、保険料を減免または徴収を猶予することができます。

その運営に必要な保険料を滞納されますと、ご自身が介護サービスを利用するときに、その未納期間に応じて保険給付の制限を受けることとなります（左表参照）。

① 震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき

必要なときに必要なサービスが受けられないなどということがないよう、介護保険料の納付をお願いします。

② 死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少したとき

保険料を納めないでいると

○ 1年以上滞納すると  
サービスを利用した時に費用がいったん全額自己負担となります（ただし、申請により後で保険給付分が支払われます）。

○ 1年6か月以上滞納すると  
保険給付の一部または全額が差し止めとなります。  
なおも滞納が続く場合は、差し止めている保険給付費から滞納している保険料が差し引かれます。

○ 2年以上滞納すると  
サービスを利用した時の自己負担が1割（または2割）から3割に引き上げられます。  
また、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

### 休日歯科応急診療

町では、東京都西多摩歯科医師会と契約し、休日歯科応急診療事業を実施しています。

この事業は、西多摩地区で休日（医療機関の休診日）に歯科診療機関を確保して応急患者の診療に対応し、住民みなさんの健康を守ることを目的としています。

3月27日（日）は古里歯科診療所（☎85-2366）が担当医療機関となります。応急診療が必要となった際は、ご利用ください。

※問い合わせは、福祉保健課

☎83-2777

### 筋力向上トレーニング講習会

福祉会館の機能訓練室のマシンを使うための講習会です。

参加希望者が数名集まった時に日程調整を行い、随時開催します。

再受講の希望も受付けます。お気軽に電話でお問い合わせください。

※問い合わせは、福祉保健課

☎83-2777

### 絵本といっしょ

〔日時〕 4月11日（月）

午前11時～11時40分

〔会場〕 子ども家庭支援センター（きこりん）

〔内容〕 相談員の読み聞かせ・手遊び

※問い合わせは、子ども家庭支援センター

☎85-2611

### 子どもの予防接種について

予診票をお持ちでない、紛失された方は、保健福祉センターまでご連絡ください。

病院の予診票を使用した場合、実費が発生することがあります。

※問い合わせは、福祉保健課

☎83-2777